

# 1 | 学校経営と学校図書館

学校図書館法施行規則の「学校図書館司書教諭講習規程」(1997年改正)第3条に「履修すべき科目」5科目があるが、その筆頭に科目「学校経営と学校図書館」がおかれている。同規程には上記5科目の内容に関する規定がなくその内容(目次)は「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について」(平成10年3月18日「通知」=局長通達)によることは“はじめに”で既述した。「学校経営と学校図書館」の章にかかわる“目次”[節]は次のとおりである。

- 1) 学校図書館の理念と教育的意義
- 2) 学校図書館の発展と課題
- 3) 教育行政と学校図書館
- 4) 学校図書館と経営(人, 施設, 資料, 予算, 評価等)
- 5) 司書教諭の役割と校内の協力体制, 研修
- 6) 学校図書館メディアの選択と管理, 提供
- 7) 学校図書館活動
- 8) 図書館の相互協力とネットワーク

章名「学校経営と学校図書館」に留意すると、この第1章は「経営」を中心とするものと通常理解される。また「学校経営と学校図書館」を「学校図書館司書教諭講習」科目の筆頭においたことは、5科目全体を“学校経営”の立場で総合しようとしたものとみられる。だが實際上この章は“経営”にそれほど重要な位置は与えていない。第1章中で、「経営」に直結した「学校図書館と経営」は、第4節という冒頭から離れた位置にあるにすぎないのである。

「経営」よりも先に、「学校図書館の理念」(第1節)、「学校図書館の歴史」(第2節)、「教育行政と学校図書館」(第3節)といった総論の「節」がある。「経営」は、総論、つまり基盤的な記述ののちに展開する形がとられている。ただし総論部において、章見出し筆頭語「学校経営」を含む「節」はない。また、

教育情報センター、ネットワーク構想などに関しても明示されていない。

「学校図書館と経営」（第4節）の後には「司書教諭」, 「メディアの選択・管理」, 「図書館活動」, 「図書館協力」など学校図書館の要素・活動事項がある。

本章の構造を俯瞰する。記号[A, [Bおよび付記見出しは当方の都合で掲げた。

[A 学校図書館の基盤]

- .1 学校図書館の理念と教育的意義
- .2 学校図書館の発展と課題
- .3 教育行政と学校図書館

[B 学校図書館の経営と活動]

- .4 学校図書館と経営（人，施設，資料，予算，評価等）
- .5 司書教諭の役割と校内の協力体制，研修
- .6 学校図書館メディアの選択と管理，提供
- .7 学校図書館活動
- .8 図書館協力

この[Bの「.5～.7」]は現場事項，各論であり，「学校図書館と経営」（第4節）がその総論となる。ただし5節「司書教諭」，7節「図書館活動」，8節「図書館協力」は，「文部省通知」において他の章に類似の「節」をおいていないので，当該関係事項はもっぱら本章で扱う。なお本章6節「学校図書館メディアの選択と管理」に関連する事項は，次のように，他章においても扱われている。

- 2.2 学校図書館メディアの選択と構成
- 3.2 情報メディアの特性と選択
- 4.2 発達段階に応じた学校図書館メディアの選択

したがって本章では「経営」に直結する範囲の「選択」を記述するととどめる。

上述のように，学校図書館の理念と教育的意義（1節），学校図書館の発展と課題（2節），教育行政と学校図書館（3節）が本章冒頭部におかれていることは，それらが学校図書館の原論的事項である点に照らして当然である。

このように“原論尊重”でありながら，「経営」を第1章，ひいては司書教諭講習全5科目を先導するような位置の見出し語とした理由は何であろうか。ひとつには，学校図書館現場および司書教諭養成教育において，経営者の視点，

効果的な運営に留意することを期待したことがその理由と思う。また独立の“節”がない「学校経営」を第1章タイトルの先頭に用いたのは、当講習科目の改正にかかわった人たちが、学校図書館の活性化を学校全体で図らせようとする意図を有したためと推測する。本章に関する内部構造は、「目次」だけでなく章タイトルに往還して、想定、構築すべきものと考察する。

(志保田務)

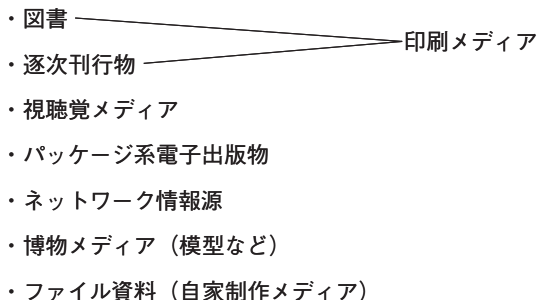
## 2.1 学校図書館メディアの種類と特性

---

### 2.1.1 学校図書館メディアの種類

学校図書館法（昭和28年8月8日法律第185号；改正平成18年6月21日法律第80号）第2条で、学校図書館とは「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（中略）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的」としていると述べられている。また、ユネスコ学校図書館宣言でも、「図書館職員は、小説からドキュメンタリーまで、印刷資料から電子資料まで、あるいはその場でも遠くからでも、幅広い範囲の図書やその他の情報源を利用することを支援する。資料は、教科書や教材、教育方法を補完し、より充実させる。」とある。すなわち、学校図書館メディアとは、その媒体の形式にかかわらず、学校教育や児童・生徒の成長に役立てることができる資料を指す、と考えることができる。メディアの発達に伴って、図書館が提供する情報の媒体も多様化してきている。従来の学校図書館では、図書や雑誌、新聞などの印刷メディアがほとんどであったが、現在では視聴覚資料やネットワーク情報源なども学校図書館にとって不可欠な情報源となってきた。

■図表2-1：メディア形態による分類



(1) 図書

ユネスコの定義によると、図書とは、国内で出版され、かつ、公衆の利用に供される少なくとも49ページ（表紙を除く）以上の印刷された非定期刊行物を指している。従来の図書館資料は、この図書が中心であった。

(2) 継続資料

日本目録規則では、①逐次刊行物、②完結を予定していない更新資料に分けられる。このうち逐次刊行物は、同一のタイトルのもとに、一般に巻号や年月次を追って継続して刊行される資料である。代表的な逐次刊行物には、新聞、雑誌、年報、年鑑類、紀要、会議録、電子ジャーナルなどがある。

また、更新資料は、更新により内容に追加、変更があっても、ひとつの刊行物としてまとまっている資料である。例えば、加除式資料や更新されるウェブページなどがある。

(3) 視聴覚メディア

視聴覚メディアは、映画フィルム・ビデオフィルム・DVD・スライド・CD・MD・マイクロ資料などを指す。日本図書館協会はその用語集で、非図書資料のうち、主として画像・映像または音声によって視覚や聴覚に訴えかける資料のことで、AV資料などと略称し、一般に通常の図書資料と異にし、利用に際して何らかの機器を必要とする、と定義している。また、学校では、1960年代以降のテレビの普及に伴って、教育番組やドキュメンタリー番組を中心に利用されるテレビ放送を主とする放送メディアもよく利用される。放送メディアは、音声・映像双方の機能をもつだけでなく、情報には速報性があり、また広範囲で、もしくは同時に視聴できるという特性もある。さらに、ビデオ録画機能の普及に伴い、放送時間にこだわらずに番組が利用できるようになった。また近年は、衛星放送なども身近になり、利用できる番組数も増えてきた。ただし、録画した放送メディアを利用する場合、教師が授業で録画番組を教育目的で利用することは著作権上認められているが、その番組を編集して利用することは、著作者人格権のひとつである同一性保持権の侵害となるので注意が必要である。

さらに、放送メディアを録画した複製資料を学校図書館に保管し、利用者に提供することは、著作権を侵害することになり認められない。よって、学校図書館メディアとしての放送メディアはインターネット上の情報源と同じように、学校図書館としては、利用者にアクセスの手段を提供するための機器の提供を行うということになるだろう。

#### (4) パッケージ系電子出版物

パッケージ系電子出版物について、国立国会図書館法（昭和23年2月9日法律第5号；改正平成19年6月13日法律第82号）第24条1項9号では、「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物」と定義しており、具体的には、CD-ROMなどコンピュータなどの機器を通じて利用するメディアを指す。最近では、DVDのように視聴覚資料としても、パッケージ系メディアとしても利用できる形態も出てきており、形のみで区別するのは難しくなっている。

#### (5) ネットワーク情報源

ネットワーク情報源は、ネットワークを通じて利用できるデジタル情報を指し、オンラインデータベースなどデータ利用に課金されるタイプの情報源とインターネット上の一般的なウェブページのようにアクセスのための通信手段以外には課金されないタイプの情報がある。近年は、印刷メディアの形態では提供されていない電子ジャーナルも登場しており、図書館にとっても欠かせない情報資源となっている。しかし、印刷メディアやパッケージ系電子出版物が情報を物体として購入するのに対し、特に課金のないネットワーク情報源は情報内容の変化やそれ自体の消滅などもあり、従来のメディアとは大きく違っている。

#### (6) 博物メディア

模型などの博物メディアは、理科室や工作室など校内のさまざまな場所に置かれ、授業や実験・実習に利用される。配置の場所は多様でも、学校図書館が